

平成 24 年 6 月 25 日

## ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の検出下限値についてのご案内

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れの影響がテレビ等のマスメディアで多く取り上げられております。現在も諸外国に輸出される貨物に対して放射線量検査及び放射能検査が求められる場合が多くあります。

当協会にも放射線量検査及び放射能検査のご要望が多く寄せられており、昨年 4 月にサーベイメータを、6 月にゲルマニウム半導体検出器を導入し、検査を行っています。

現在、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査における検出下限値は厚生労働省通知

【食安発 0315 第 5 号 平成 24 年 3 月 15 日】に規定されている 20Bq/kg (Cs-134、Cs-137 の検出下限値は各 10Bq/kg) にて行っています。しかしながら最近、海外に輸出される商品に対してはさらに低い検出下限が要求されることがあります。

このような案件に対応するため当会では、ご送付頂いた試験試料が 2 リットル以上、密度が 1 以上の場合のみ、Cs-134、Cs-137 の検出下限値を各 1Bq/kg での測定を行うことができます。

なお、従来と同料金で行います。

現状より低い検出下限値が記載された報告書をご希望される場合は下記までお問合せ願います。

経済産業省の貿易円滑化事業をご利用される場合：

検査第一サービスセンター インспекションチーム

TEL : 03-3454-5721 FAX : 03-3454-5722

経済産業省の貿易円滑化事業をご利用されない場合：

食品衛生分析センター 食品衛生チーム

TEL : 045-781-6665 FAX : 045-781-9962